

北海道入札監視委員会の機能強化について

〇九年度2月

北海道総務部行政改革局

以下のことから、現在5名の委員構成を〇九年度より1名増員し、6名の委員による構成と致したいものである。

記

行政機関が発注する工事に関しては、国の機関における官製談合事件、地公体における入札談合等が現在、社会的に大きく取り上げられており、入札・契約の公平性、透明性の確保は、道としても、喫緊の課題として取り組んでいかなければならない状況にある。

こうした中、北海道入札監視委員会は、第三者機関として中立・公正な立場から、道の入札・契約事務を監視し、あるいは工事案件の調査・審議等を担っていく機関としての活躍が期待され、これまでも同委員会は、現地調査等を通じて問題点を把握し、道に対し必要な対応を措置させる等、道における入札・契約制度改革を正に牽引されてきたところである。

しかし、「公平、公正、透明な入札・契約」への道民の期待は依然として高く、入札監視委員会の調査・提言機能の一層の拡充が求められるところである。加えて現在、道において進めている一般競争入札の拡大等の諸般の制度改革を、道民から信頼されるものとしていく上でも、外部委員の有する専門的な知識や経験の発揮が待たれるところであり、かかる観点から、北海道入札監視委員会の委員を1名増員し、その機能の強化を図るものとする。